

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 町田市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した市長等（当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に10</p>	<p>第4条 市長等の期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡した市長等（当該基準日において前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、失職し、又は死亡した日（次条第2項において「退職の日」という。）現在）において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に10</p>

0分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

0分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月及び12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額に、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和2年3月1日を基準日とする期末手当に係る第1条の規定による改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは、「100分の35」とする。